第72回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

・**事業報告**

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・**計算書類**

株主資本等変動計算書

個別注記表

第72期（令和元年10月１日から令和２年９月30日まで）

極東産機株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　https://www.kyokuto-sanki.co.jp）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①　当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、社内通報制度の導入、並びにその周知と運用の徹底をはかっていく。

2）コンプライアンス規程を制定し、当社のコンプライアンス担当部署は管理本部とし、コンプライアンス担当役員を取締役管理本部長とする。

3）取締役管理本部長は必要に応じて従業員等を対象とした企業行動規範の理解の促進、コンプライアンス意識の向上、及びコンプライアンスの実践をはかるための教育・研修計画を策定・実施する。

4）不正行為等の早期発見と是正をはかり、コンプライアンス経営を強化するため、内部通報規程を制定し、社内及び社外に通報窓口を設置して、当社の労働者及び当社の取引先労働者からの通報を受け付ける。

5）内部監査室員は、コンプライアンスの運用状況について監査し、監査結果を、適宜、社長及び監査等委員会に報告する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1）情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報セキュリティに関する法令や社内規程が遵守され、有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に情報セキュリティ内部監査を実施する。

2）職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書保管規程に基づき、保存・管理をおこない、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③　当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）リスクマネジメント規程を制定し、ＲＭ（リスクマネジメント）委員会において、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合のリスク管理マニュアルも合わせて整備する。

2）リスク管理に関する重要事項について、取締役会に報告又は必要に応じて付議する。リスクマネジメント規程が有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に内部監査を実施する。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

1）取締役会規程に基づき取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断をおこなう。

2）経営会議規程に規定する、経営会議を原則として毎週開催し、各部門の事業計画の進捗状況の報告、計画遂行のための部門間調整等を実施し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善をはかっていく。

3）業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において取締役の職務権限を定め、業務遂行に必要な職務権限の行使を規程に基づいて適正かつ効率的に実施できる体制とする。

⑤　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

1）監査等委員会が必要とした場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。

⑥　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1）当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の意見を尊重しておこなうことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

2）当該使用人は、監査等委員会の職務を補助する際には、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、監査等委員以外の取締役等の指揮命令を受けないこととする。

⑦　当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

1）代表取締役及び取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行報告をおこなうものとする。

2）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査をおこなう場合は、迅速かつ的確に対応するものとする。

3）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、監査等委員会に対して報告をおこなうものとする。

4）内部監査室は、定期的に監査等委員会に対し、当社における内部監査の結果その他活動状況の報告をおこなうものとする。

5）総務部は、監査等委員会に対し、必要に応じて当社における内部通報の状況の報告をおこなうものとする。

⑧　監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1）取締役（監査等委員である取締役を除く。）・使用人等は、監査等委員会に直接報告をおこなうことができるものとし、当該報告をおこなったことを理由として不利な取扱いをおこなうことを禁止し、外部の相談連絡窓口を設置する。

⑨　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

1）監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員会の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査等委員会の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

1）監査等委員会は内部監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めるものとする。

2）監査等委員会は、代表取締役、会計監査人と定期的に意見を交換する機会を設けるものとする。

3）監査等委員会が弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携をはかれる環境を整備するものとする。

⑪　反社会的勢力を排除するための体制

1）反社会的勢力対策規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために当社の基本姿勢を明確にするとともに、反社会的勢力対策要領に定めるところにより取引先の調査及び対応を実施する。

2）総務部は社内研修等で定期的に注意喚起する。

3）管理本部はＲＭ（リスクマネジメント）委員会で状況を報告し、必要に応じて取締役会や経営会議においても状況を報告し、対応を検討する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　取締役の職務の執行

当事業年度において、取締役会を20回開催し、取締役と取締役（監査等委員）の出席の下、取締役会決議案件の審議だけでなく、経営に関する重要な事項（各部署の年度計画の進捗状況・予実差異分析・投資・資本政策・人事戦略など）について議論をおこなっております。

② コンプライアンス

内部統制システム基本方針、企業行動規範を規程化し、全社員に周知徹底をはかっております。

反社会的勢力との関係遮断につきましては、取引基本契約書等の反社会的勢力排除の条項を盛り込むとともに、定期的に関係先の反社チェックを実施するなどの対応を徹底しております。

労務管理に関しましても、ルールの徹底や見直しをおこなっております。

その他、「業務の適正を確保するための体制についての決定内容」を遵守して、コンプライアンス経営を推進しております。

③ リスクマネジメント

取締役・取締役（監査等委員）・内部監査室長・各本部長・総務部長・経理部長・システム開発室長他が出席する「ＲＭ（リスクマネジメント）委員会」を３ヵ月ごとに開催し、重点リスクについては事例共有と対策協議をおこなっております。

④ 監査体制

内部監査室が、全部課単位で業務がルールに従って有効に実施されているかをチェックしているほか、監査等委員会の監査を本社及び主要な事業所に対して実施し、ルールを逸脱したものがあれば直ちに改善する体制を構築しております。

常勤の監査等委員は、取締役が出席して毎週開催する経営会議や他の重要会議に出席し取締役の業務執行状況等を把握したうえで、社外取締役（監査等委員）と原則月１回監査等委員会を開催することで、情報交換を通じた連携をはかっております。

また、監査等委員会は、内部監査室、会計監査人と定期的に情報交換することで、三様監査の連携をはかっております。

〈ご参考〉

当社の業務執行・経営の監視及び内部統制等の整備の状況の模式図は次のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制図

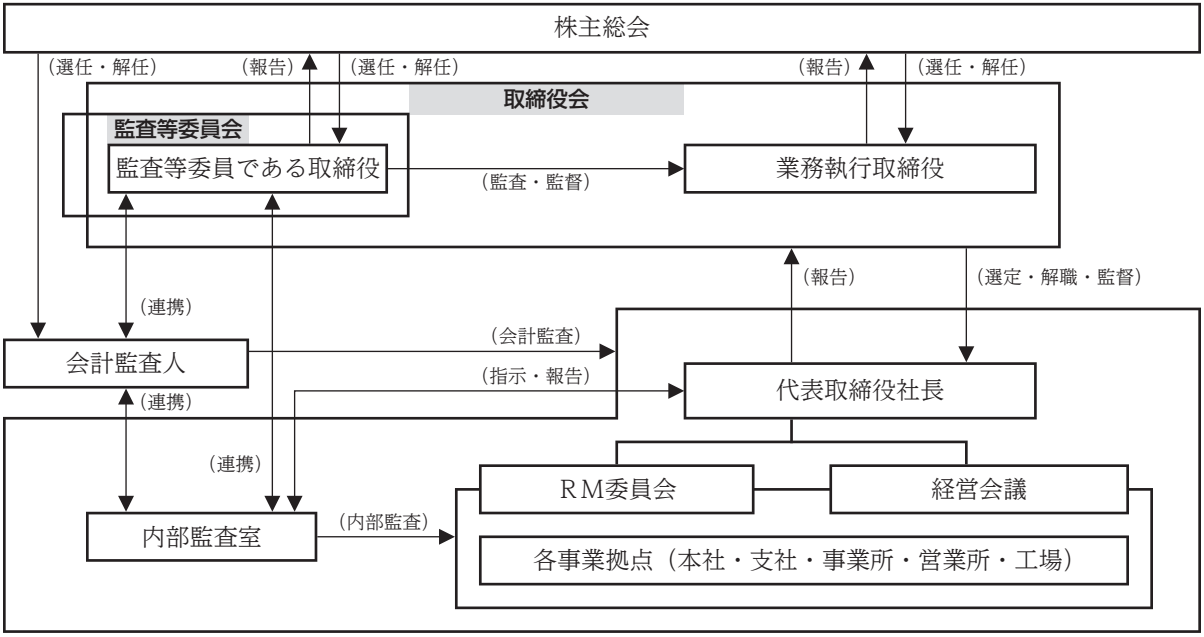

株主資本等変動計算書

（令和元年10月１日から
令和２年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
				別途積立金	繰越利益剰余金		
令和元年10月１日残高	631,112	481,062	77,687	190,000	1,274,787	1,542,474	2,654,650
当期変動額							
剰余金の配当					△53,910	△53,910	△53,910
当期純利益					67,685	67,685	67,685
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	13,775	13,775	13,775
令和２年９月30日残高	631,112	481,062	77,687	190,000	1,288,562	1,556,250	2,668,425

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
令和元年10月１日残高	42,031	2,696,681
当期変動額		
剰余金の配当		△53,910
当期純利益		67,685
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△36,813	△36,813
事業年度中の変動額合計	△36,813	△23,038
令和２年９月30日残高	5,217	2,673,643

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①　時価のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②　時価のないもの　　移動平均法に基づく原価法

⑵　たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品、製品、仕掛品（請負工事を除く）、原材料
月次総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②　仕掛品（請負工事に係る）　　個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③　貯蔵品　　最終仕入原価法に基づく原価法

⑶　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

・建物　　定額法

・建物以外　　定率法
（ただし、三日月サンシャインパーク他３件のソーラー発電設備については定額法によっており、また平成28年４月１日以降に取得した構築物については、定額法に基づいております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

・建物　　８年～50年

・構築物　　７年～50年

・機械及び装置　　５年～17年

②　無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）、販売用ソフトウエアについては販売見込期間（３年）に基づいております。

③　リース資産

イ．所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

ロ．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑷ 引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき賞与支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき役員賞与支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑸ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負金額100,000千円以上かつ工期６ヵ月超の工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

なお、当事業年度において、工事進行基準を適用する工事の発生はありません。

その他の工事

工事完成基準を適用しております。

⑹ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和２年５月25日に緊急事態宣言が解除された後は経済活動の再開の動きが広がり、個人消費や輸出を中心とした持ち直しの動きなどから、足元の景気は最悪期を脱し、今後は、感染拡大防止と経済活動の両立が徐々に定着して、緩やかなペースながら回復傾向をたどることを期待しておりますが、当社では、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損に関する会計上の見積りにおいて、例年並の売上高が見込まれるのは翌々事業年度以降となることを前提としております。

２．貸借対照表に関する注記

⑴ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

現金及び預金	175,000千円	（－千円）
建物	373,115千円	（－千円）
構築物	7,065千円	（7,065千円）
機械及び装置	142,959千円	（142,959千円）
工具、器具及び備品	235千円	（235千円）
土地	1,317,130千円	（225,681千円）

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	953,772千円	（－千円）
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	397,454千円	（62,400千円）

上記のうち、（　）内書は工場財団抵当を示しております。

⑵ 保証債務

下記の会社のリース会社からのリース債務に対し、保証をおこなっております。

株式会社キツタカ	22,572千円

３．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式	5,391,000株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和元年12月23日定時株主総会	普通株式	53,910	10.00	令和元年９月30日	令和元年12月24日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

令和２年12月23日開催の定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和２年12月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	53,910	10.00	令和２年９月30日	令和２年12月24日

４．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を主に銀行借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引はおこなわない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、そのほとんどが４ヵ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後９年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における営業管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

令和２年９月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(※)	時　価（※）	差　額
⑴ 現金及び預金	1,429,048	1,429,048	－
⑵ 受取手形	737,213		
⑶ 電子記録債権	617,875		
⑷ 売掛金	1,272,543		
貸倒引当金（※１）	△1,583		
	2,626,048	2,626,048	－
⑸ 投資有価証券	8,870	8,870	－
⑹ 支払手形	(249,748)	(249,748)	－
⑺ 電子記録債務	(917,924)	(917,924)	－
⑻ 買掛金	(467,914)	(467,914)	－
⑼ 未払金	(114,821)	(114,821)	－
⑽ 短期借入金	(1,638,352)	(1,638,352)	－
⑾ 長期借入金（※２）	(680,354)	(680,423)	△69

（※）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（※１）受取手形、電子記録債権、売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※２）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

⑴ 現金及び預金、⑵ 受取手形、⑶ 電子記録債権、⑷ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑸ 投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格によっております。

⑹ 支払手形、⑺ 電子記録債務、⑻ 買掛金、⑼ 未払金、⑽ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑾ 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額 2,000千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑸　投資有価証券」には含めておりません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	22,913千円
未払事業税	1,349千円
賞与引当金	30,600千円
未払費用	7,188千円
貸倒引当金	1,433千円
退職給付引当金	78,035千円
役員退職慰労引当金	86,475千円
割賦利益繰延	1,467千円
その他	6,670千円
小計	236,134千円
評価性引当額	△85,875千円
繰延税金資産計	150,258千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,300千円
繰延税金負債計	△2,300千円
繰延税金資産の純額	147,957千円

６．関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

７．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額	495円95銭
⑵　１株当たり当期純利益	12円56銭

８．重要な後発事象に関する注記

（株式取得による会社の買収）

当社は、令和２年９月18日開催の取締役会において、株式会社エイチアンドエフの完全子会社である株式会社ＲＯＳＥＣＣを完全子会社化することを決議し、令和２年９月18日付で株式会社エイチアンドエフと株式譲渡契約を締結いたしました。当該契約に基づき、令和２年10月１日付で全株式を取得し、子会社化いたしました。

⑴　株式取得の概要

①　被取得企業の名称及び事業内容

被取得企業の名称	株式会社ＲＯＳＥＣＣ
事業内容	ロボット関連自動化システム、ウォータージェット切断装置等工作機械、精密機器の開発・設計・製造

②　株式取得の理由

当社では、コア技術の活用による各種産業機器の開発・製造や、各種ディスペンサー等の厨房の自動化機器の開発・製造を事業とするインダストリーセグメントを、当社成長の主要な柱の一つと位置づけて、その拡大に注力してまいりました。

一方、株式会社ＲＯＳＥＣＣは、主として自動車業界向けに、ウォータージェット技術、ロボット技術を生かした各種の自動化システムを企画・開発・販売するファブレス企業で、その技術を活かせる対象業界の拡大を狙っております。

そうした両社の経営姿勢や技術力は、親和性と相互補完性をともに有するところから、シナジー効果による双方の事業拡大が大いに期待できるものと考えて、同社株式を取得することといたしました。

③　取得した議決権比率

100％

⑵　取得の対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	620,000千円

⑶　主要な株式取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等 5,588千円